

日時：令和4（2022）年12月5日（月） 10:30～11:10

場所：野付郡別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

第22期第8回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 付議事項

議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）

議案第2号 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋群)に関する令和5管理
年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

議案第4号 定置漁業権相続人の適格性について（答申）

議案第5号 根室海区漁場計画（草案）について（第8次海面共同・第15次海面区画）

(2) 報告事項

① 秋さけ漁獲速報について

② 第22期第8回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

(3) その他

6 閉会

第 22 期第 8 回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和 4 年 12 月 5 日 (月) 10:30~11:10
- 2 開催場所 野付郡別海町本別海 1 番地の 95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、
大坂 鉄夫 、 釣 光芳 、 楠 浩 、 内藤 智明 、
相川 泰人 、 平井 敏雄 、 竹本 勝哉 、 木野本 伸之 、
小倉 啓一 、 庄林 満 、 三戸 正己
- 4 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 松島 可奈枝
- 5 臨席者 水産資源研究所さけます部門根室さけます事業所 主幹 伊藤 洋満
さけます・内水面水産試験場道東センター センター長 藤原 真
根室振興局 産業振興部
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、
主事 芦川 碧志
- 6 議題
 - (1) 付議事項
議案第 1 号 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
議案第 2 号 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋群)に関する令和 5 管理年
度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)
議案第 3 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
議案第 4 号 定置漁業権相続人の適格性について (答申)
議案第 5 号 根室海区漁場計画 (草案) について (第 8 次海面共同・第 15 次海面区画)
 - (2) 報告事項
 - ①秋さけ漁獲速報について
 - ②第 2 2 期第 8 回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
 - (3) その他

7 会議の内容

事務局長	<p>関係者の皆様お集まりになりましたので、ただいまから第22期第8回根室海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>開会にあたり福原会長から挨拶いただきます。</p>
福原会長	<p>第22期第8回根室海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今年も残すところあと僅かとなり、何かと忙しい日々が続いている状況かと存じます。その様な中、委員の皆様方、根室さけます事業所の伊藤主幹、そして道東センターの藤原センター長、それから根室振興局水産課の菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日の議題として、「北海道資源管理方針の一部改正」、あるいは「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等」等お手元の資料に記載されているとおりでございます。また、報告事項として、2件ございます。後ほど、事務局から説明させますが、漁場計画の策定がいよいよ始まりました。これから、北海道からの漁場計画協議や諮問、公聴会の開催など、タイトなスケジュールとなっていく予定です。委員の皆様方におかれましては、最大限のご協力をいただき、この漁業権切替に臨んでいければと思います。</p> <p>最後になりますけれども、皆様のご協力により、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたしまして、簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>続きまして、ご臨席いただいております、皆様をご紹介します。着席したままで失礼いたします。お手元にお配りした配席表のとおりでございますが、根室さけます事業所より伊藤主幹様でございます。さけます・内水面水産試験場道東センターより藤原センター長様でございます。根室振興局水産課、菅原水産課長様でございます。そのお隣が中村漁業管理係長様でございます。その後ろ、芦川主事様でございます。以上が、ご来賓の方々のご紹介となります。</p> <p>次に、本日の出席人員の報告でございますが、本日は、15名、全委員が出席となっております。</p>
福原会長	<p>本日は、全委員の出席を頂いておりますので、委員会は成立してございます。</p> <p>次に、議事録署名委員についてでございますけれども、委員会規程の第7条によりまして、私の方から指名させて頂きたいと思っております。大坂委員</p>

福原会長

さんと内藤委員さんをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号、「北海道資源管理方針の一部改正について」、および、議案第2号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を一括して上程いたします。

事務局から説明いたします。

事務局長

ご説明いたします。資料右上に議案第1号、議案第2号と記載された資料の方、ありますでしょうか。ご覧ください。令和4年11月22日付けで、「北海道資源管理方針の一部改正について」、令和4年11月24日付けで、「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、知事から諮問がございました。

内容につきましては、振興局水産課から説明をお願いいたします。

中村係長

それでは説明させていただきます。座って説明させていただきます。

始めに、議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正」をご覧ください。資料1ページ目ですが、諮問文を添付しておりますが、諮問の内容は、漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正するため、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、根室海区委員会の意見を聴くものです。

次に資料めくっていただいて、3ページ目をご覧ください。諮問文の別紙として、北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししており、改正内容については、こちらで説明させていただきます。右が現行の道方針、左が改正案となっており、今回変更がある部分については、下線を引いた部分となっております。

今回の改正内容については、主なものが4点ありまして、1つ目が資料3ページ目、第1の1に規定する漁業の状況について、漁獲量等の情報を直近の情報に更新しているものです。2つめが資料めくってもらって裏面の資料4ページ目の別紙1-1さんまと書いてあるところがありますが、ここから資料8ページ目の別紙1-13ズワイガニオホーツク海南部というところまでになりますが、国の資源管理基本方針の記載内容と整合を図るため、文言を修正しているものです。3つめは、資料8ページ目の下から二つ目の枠にあります別紙2の規定です。今回、北海道では特段該当なしにはなっているのですが、これは国の方で必要な資源評価が行われ、TAC化の議論を行ったものの、結果的にTAC管理を行わない魚種を別紙2というところの欄で定める規定となります。最後に資料8ページ目、

一番下にある別紙3-1ですが、これは漁業法が改正されたことに伴い、これまで各漁協で作成していただいた資源管理計画は、今後、知事が認定する資源管理協定へ移行することになります。知事の認定を受けるためには、資源管理計画の対象となっている魚種を、道資源管理方針に位置づける必要があるため、今回追加するものです。今回は19魚種を定めることとしましたが、この他の資源管理計画の対象となっている全ての魚種についても、令和5年12月までに追加していく予定になっています。

資料21ページ目には、資料1-1として、今回の改正内容の概要を記載した資料を添付しております。資料22ページ目には、資料1-2として、先ほど説明させていただきました、別紙3に位置づける魚種と資源管理の方向性案の一覧を記載した資料を添付しております。資料25ページ以降は資料1-3として資源管理方針改正案の本文を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて議案第2号の説明に入らせていただきます。右上に「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」をご覧ください。資料1ページ目の諮問文をご覧ください。

諮問の内容は、TAC魚種のうち令和5年1月から12月までの管理期間となるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群に関する漁獲可能量を別紙のとおり定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、根室海区委員会の意見を聴くものです。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。資料3ページをご覧ください。こちらが諮問文の別紙になりますが、北海道知事がその数量を定めて、公表しようとする知事管理漁獲可能量案を示したものとなっております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

まずは資料4ページ目、資料2-1と書かれたページをご覧ください。これは、11月21日に開催された国の「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された令和5管理年度における漁獲可能量、いわゆるTACの当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

まず、表上段にあります、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められておりまして、令和3年2月の交渉で保存管理措置が決定されて以降、国際交渉が行われていないことから令和4年と同様の内容となっております。国全体の漁獲可能量は、表上段の真ん中にあります、15万5千335トンとなっております。ただし、令和5年3月に国際交渉の開催が予定されており、新たな保存管理措置が採択された場合、国は必要に応じて改訂を検討しています。なお、北海道への配分については、表上段

の右側になりますが、6千300トンが配分され、これは全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われておりまして、今年の11月に確認書の内容が改訂されたものとなっております。

次に表中段にありますまあじです。まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理となっており、配分は両系群合わせて15万2千400トンが、国全体のTACとして設定されています。このうち、北海道に定める数量は、これまで同様「現行水準」となっています。

続いて、表の下段にあります、まいわし太平洋系群です。国全体のTACは、表の中ほどに数字を記載しておりますが、92万2千トンが設定されており、このうち、15%にあたる13万8千300トンが留保枠として設定しております。大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分ですが、表の右から二つ目の枠の中にあります、55万1千トンとなっているのですが、IQ管理区分となることから、予め漁期のはじめに留保枠から追加配分され、米印2の57万7千600トンが配分されております。北海道への配分ですが、表の右側になりますが、3万8千600トンの設定となっています。

次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。まず、さんまについて、資料5ページ目、資料2-2をご覧ください。

さんまについては、国からは6千300トンが配分されていますが、このうち、2千100トンは全さんまに所属する組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として配分されており、これは全て「北海道さんま漁業」へ配分することとしております。道内の知事管理区分への配分ですが、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」へ6千200トンを配分、それ以外の「その他漁業」には現行水準として配分しています。

続いて、資料6ページめ資料右上に2-3と書いてあるページをご覧ください。まあじについてですが、「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であることから、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものです。

次に、資料7ページ目、資料右上に2-4と書いたページをご覧ください。国から北海道に示された数量3万8千600トンのうち、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ2万7千トンを配分します。「その他漁業」は、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。

中村係長 最後に、資料8ページ目、右上資料2-5として「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を資料9ページ日以降に参考資料として水産政策審議会の資料を添付しておりますので、後ほど、お日通し願います。
長くなりましたが諮問内容の説明は以上となりますので、ご審議よろしくお願いたします。

福原会長 ただ今、議案第1号、議案第2号について、説明がございましたが、これにつきまして、皆さんの方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長 それでは、議案第1号、議案第2号については、原案のとおり決定し、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声)

福原会長 それでは、そのように決定いたします。
続きまして、議案第3号「知事許可漁業の制限措置の公示及び許可等の基準について(答申)」を上程いたします。
事務局から説明します。

事務局長 ご説明いたします。右上に議案第3号と記載された資料をご覧ください。資料1ページ目、令和4年11月1日付け文書と、資料7ページ目にも、令和4年11月14日付け文書により、知事から諮問がございました。
詳細な内容につきましては、振興局水産課からの説明をお願いいたします。

芦川主事 それでは、私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。
本議案につきましては、漁業法第58条において、読み替えて準用する同法第42条において、知事許可漁業の新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間の2つにつきまして、海区委員会へ意見を聞くこととされておりますことから、諮問するものであります。
今回諮問します漁業は、「かにかご漁業(はなさきがに)(根室振興局管内沖合海域)」と、「小型さけ・ますはえ縄漁業(太平洋海域)」の2つになります。

芦川主事

それでは右上に議案題3号と書かれた資料をご覧ください。議案第3号資料の1ページ目の諮問文から6ページ目までが「かにかご漁業（はなさきがに）（根室振興局管内沖合海域）」の諮問資料となっております、7ページ目の諮問文から13ページ目までが「小型さけ・ますはえ縄漁業（太平洋海域）」の諮問資料となっております。海区委員会へ意見を聞くこととされており、申請すべき期間の2つの内容につきましては、「かにかご漁業（はなさきがに）（根室振興局管内沖合海域）」分は、2ページ目でございます。「小型さけ・ますはえ縄漁業（太平洋海域）」分は、8ページ目に添付しております。各漁業の制限措置の内容につきましては、昨年同様で変更なく、申請すべき期間につきましては、年度のみの変更となっております。その他、添付しております資料につきましては、参考資料となっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

私からの説明は以上となります。

福原会長

ただ今、議案第3号について説明がございましたが、この件について質疑に入りたいと思います。

皆さんの方から、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

福原会長

それでは、議案第3号については、原案のとおり決定し、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

（はいの声）

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第4号「定置漁業権相続人の適格性について（答申）」を上程します。

事務局から説明します。

事務局長

資料につきましては右上に議案第4号と記載された資料をご覧ください。1ページ目から8ページ目までは根室湾中部漁業協同組合さんの関係するところ、9ページ、10ページ目は落石の関係するところとなっております。

1ページ目の内容ですが、根室湾中部漁業さん関係で、根さけ定第1号定置漁業免許、免許権者は根室湾中部漁業協同組合外15名で、その中で

事務局長 小沼芳雄さんの死亡に伴い、小沼英樹さんに承継する内容でございます。
2 ページ目には漁場図がついております。
人、内容以下同様の部分が、根さけ定第 2 号 3 ページ目、4 ページ目、
5 ページ目、6 ページ目を根さけ定第 3 号、7 ページ目、8 ページ目根さ
け定第 4 号が、人、条件が同じで承継になっているという内容でございます。
9 ページ目につきましては、根さけ定第 4 2 号定置漁業権免許（丸勢
幸一 ほか 6 名）で丸勢一男さんの死亡に伴い、長男の丸勢一明さんに承
継される内容ということで、裏面には漁場図がついております。
以上の内容で諮問がありました。よろしく願いいたします。

福原会長 それでは、根さけ定第 1 号から第 4 号定置漁業免許の関係、小沼 芳雄
さんの死亡に伴う承継について、関係委員さん、説明をお願いいたします。

高橋副会長 事務局より説明のありました、根さけ定第 1 号から 4 号の定置漁業免許に
つきまして、小沼英樹さんについては湾中組合の漁民でありまして既に当組
合の組合員資格を有しておるところでございます。また当該定置漁業権の相続
につきましても、漁業法第 7 2 条第 1 項の各号には該当せず、適格性には問
題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福原会長 ただ今、高橋委員さんから説明がございました。適格性有りとして、よ
ろしいですか。

(はいの声)

福原会長 はい。ありがとうございます。 続きまして、根さけ定第 4 2 号定置漁業
免許、丸勢一男さんの死亡に伴う承継について、関係委員さん、説明をお願
いいたします。

庄林委員 事務局より説明のありました、当組合の丸勢一男死亡に伴う丸勢一明の
継承でございます。当組合の理事会でも既に組合員としての資格を承認さ
せていただきました。適格性につきましては、漁業法第 7 2 条第 1 項の各号
には該当しないということで、よろしく願いいたします。以上です。

福原会長 ただ今、庄林委員さんから説明がございました。適格性有りとして、よ
ろしいですか。

(はいの声)

福原会長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第4号については、5件とも適格性有りとして、知事に答申することに決定いたします。

議案第5号「根室海区漁場計画（草案）について（第8次海面共同・第15次海面区画）」に関して、根室振興局長から協議のあった漁場計画（草案）について、事務局から説明がございました。

事務局長

ご説明いたします。右肩議案第5号と書かれた資料をご確認ください。令和4年11月24日付けで、海区漁場計画（草案）について、根室振興局長から協議がありました。

個別内容の説明の前に、漁場計画策定のスケジュール感などを若干説明したいと思います。まず、漁場計画ですが、これは、漁場計画策定要領に基づき、北海道は委員会との意見交換など、密接な連絡のもと検討を加え策定するものとなっております。草案、素案、振興局最終案、原案、案の5段階に分けて検討していくものとなっております。今回は最初の草案になります。

資料めくっていただいて2ページ目の想定スケジュールにあります、黒帯がついているところが委員会を開催しなきゃならないかなというタイミングなんですけれども、このスケジュール感が入っております。本日の12月5日の委員会で、草案の協議、次には日にちは未定なんですけれども、来年1月の中旬には素案の協議がくるかなというところ、3月には振興局最終案の協議がくるだろうと。3月中には北海道で原案の作成が行われ、4月中旬には漁場計画案の委員会への諮問がなされるというスケジュール感でございます。漁場計画案の諮問があった後には、委員会で公聴会を行った後、委員会としての答申を行う、という漁場計画策定スケジュール感となっております。8月には免許の適格性に関する諮問、答申が予定されておるところです。

この度の草案ですが、次の資料3ページ目から12ページ目までにかけて共同漁業権の内容、13ページ目、14ページ目には、区画漁業権の草案となっております。海面共同・海面区画漁業権は、共に団体漁業権（旧称：組合管理漁業権）での草案となっております。これらは基本的に免許権者である漁業協同組合と北海道との間で協議等行われ、漁場計画が樹立されてきた経過があるものです。

個別の内容としましては、資料3ページ目の一覧にお戻りください。この一覧表の下に記号の説明を記載しております。◎については前回切替時に同じもの、●については、実績は無いが継続を希望しているもの、×とーは今

のところ該当ありませんが当該漁業権から削除を検討するものと、対応未定のもの。 ☆については新規追加を検討しているものです。記号の意味については、次のページの第2・3種もありますけれども同様です。 具体的には、漁業権切替方針でも定められてます、「行使実績の無い漁業又は操業実態に照らし漁業の内容とすることが適当でない漁業について、内容から除外することを基本とする」というところ、つまりは、●をどのように整理していくかというところが共同漁業権1・2・3種の懸案となります。

各漁協の意向としましては、資源の減少や漁場環境の変化、組合員の高齢化といった厳しい漁業情勢のために、就業機会確保の観点から、現在の漁業権をそのまま更新したいとの意向が多いのですが、これらについては、今週末12月9日に根室管内の分、漁業管理課とのヒアリングを進めていきながら、整理・方向性の検討を行っていくこととなります。

☆（新規追加の検討）につきましては、風蓮湖と温根沼の「なまこ」ですが、特定水産動植物となったアワビやナマコについては、漁業許可・漁業権漁業によって採捕したもの以外は販売できなくなったという状況がありまして、資源状況などを検討しながら、利用可能な状況になるかどうか、設定が必要かどうかの検討を行っていくものです。

5ページ目から12ページ目についている一覧表の意味につきましては、現行の漁業権の内容のままの草案ですので、これら内容はヒアリングの整理で変わっていくかなというところでございます。

13ページ目、14ページ目については、区画漁業権になります。各漁協の意向としましては、基本的に現行漁業権を更新の意向ですが、羅臼地区では前回もそうだったのですが、定置漁場計画の場所整理と同じタイミングで漁場の形が整理される見込みであるということ、標津地区では、養殖施設の設置水深を浅くしたい意向があるのと、羅臼地区の一部と野付地区については、未利用、低利用の状況がありまして、共同漁業権と同様に、漁業管理課とのヒアリングを進めていきながら、整理・方向性の検討を行っていくこととなります。

それぞれの漁業権毎の漁場図は省略しておりますけれども、15ページ目、一番最後ですね、A3の方で参考として現行の漁場区域図を一覧できるようなものを添付しております。

なお、漁業権免許の存続期間については、共同漁業権は10年、区画漁業権は5年に変わりはないのですが、海区漁場計画は5年ごとに作成するというふうになりましたので、今まで10年に一度だった共同漁業権の漁場計画は、5年後にもまた同じような検討を行っていくこととなります。また、この度の草案、次の素案、その次の振興局最終案までは、当委員会に対して

事務局長	<p>の協議という位置付けで進められていきます。委員の皆様から様々な意見があった場合は、それらの意見を付して回答することとなりますが、本日の草案は、各漁協の案として、種々整理して参りますということ、と受け止めて頂ければと思います。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
福原会長	<p>ただ今、議案第5号について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、皆さんの方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
福原会長	<p>それでは、議案第5号については、現時点では特段の意見が無いことを根室振興局長に回答したいと思いますのですが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
福原会長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>以上で、付議事項を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告事項1の「秋さけ漁獲速報」について、報告事項2の「第22期第8回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果」について以上2件について、事務局から説明がございます。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。報告事項1 秋さけ漁獲速報として、11月30日現在の状況について、速報値として情報共有しますので、参考としてご覧ください。いつもお配りしているものなんですけれども、変動ありというふうになっているのはですね、本当の速報値で毎旬毎に2、3のズレがあるものですから、参考値程度でということでもよろしく願いいたします。</p> <p>次に報告事項2に入りますけれども、先般11月29日に連合海区漁業調整委員会が開催されております。議案として、北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示(案)について、審議されました。委員会指示発動の考え方については、資料の6ページをご覧ください。6ページにはですね、かじき等流し網漁業(10トン未満船)の制限についてということで委員会指示が発動に至った考え方が記載しております。まず現状と課題について、北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業のうち、10トン以上船については昭和58年に北海道連合会区漁業調整委員会指示による承認漁業、平成元年からは大臣届出漁業として発足し、現在では大臣及び知事許可漁業</p>

事務局長

として営まれている。一方、10トン未満船はこれまで一貫して自由漁業として営まれてきたが、10トン以上船が承認漁業となった当時と比較し、漁船測度取扱の改定などによって、現在の一般的刺し網船型9.7トンは当時に換算すると11トンと大型化していることや、当該漁業によって採捕されるクロマグロについてはTAC管理魚種となったこと、また、カジキ類やサメ類についてはWCPFCによって保存管理措置が求められるなど、漁業を取り巻く状況は大きく変化している。現在、10トン未満船については自由漁業のため法令等による規則がなく、また漁獲物のほとんどが道外に水揚げされているなど漁業実態が不明な点が多いことから、実際の操業隻数や漁獲量、経営状況の把握などの基礎的な情報を収集し、当該漁業の管理のあり方を検討する必要がある。として、10トン未満船についても北海道連合海区委員会指示による承認制を導入したい、ということで先の連合海区委員会の中で諮られて承認されておるといところです。委員会指示につきましては、令和4年11月30日付けで委員会指示が発動されておりますことを併せてご報告いたします。

次に、協議事項にあります、「北海道資源管理方針の一部改正」につきましては、先ほど中村係長からあったものと同じなので、資料・説明等は省略します。

次に、25ページには、資料3としまして、「全道の令和4年秋さけ沿岸漁獲速報」が添付されてございます。後ほどご確認いただければと思います。

次のページ、27ページには、資料4となります。「令和4年度さけ捕獲採卵・種卵確保状況」となっております。ちなみに、27ページの資料4には種卵確保達成率が90%となっておりますが、11月末現在は114%、13億3330万4千粒という状況になっています。

裏面の方には28ページには、「ます捕獲採卵状況」、29、30ページには、「前中期の秋さけ来遊数について」というふうにさけます内水面水産試験場から状況報告がありまして、31ページには、「全国のさけ捕獲採卵漁獲速報」が添付され、情報提供がありました。

事務局からは以上です。

福原会長

ただ今、報告事項について、事務局から説明しましたが、皆さんの方から何か質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長

以上で報告事項終了いたします。

福原会長 続きます、事務局の方から「その他」について何かありますか。

事務局長 いつものことなのですが、次回開催につきまして、漁業権のところでもお手元の資料で説明しているところなんですけれども、定例的な、3月中旬の委員会の前に1月、あるいは2月に切替関係の委員会が入ってくるだろうなというところなんです、色々輻輳すると思います。非常にタイトな開催ご案内になることが想定されますけれども、委員のみなさま、組合の事務の方々も日程調整等にご協力いただければと思います。

その他、資料の一番最後に先般10月委員会の時にみなさんからご協力いただいたお茶代の帳簿がついているというところがございます。

議事録署名委員の大坂委員と内藤委員につきましては会議終わりましたら、署名をご協力いただきたいところがありますので、お席にてお待ちいただければと思います。

以上です。

福原会長 そのほか、全体を通しまして、何かございますか？

(ありませんの声)

福原会長 それでは無いようでございますので、以上をもちまして、第22期第8回の委員会を閉じたいと思います。

本日は忌憚なきご審議ありがとうございました。以上で終わります。誠にありがとうございました。

(11:10 終了)